

## 公安委員会定例会議の開催概要

### 第1 日時

令和3年6月16日午後1時00分～午後4時40分までの間

### 第2 全体会議

#### 1 審議事項

なし

#### 2 報告事項

##### (1) 小学生女児略取誘拐事件の捜査状況等及び広報活動について

平成15年5月20日午後3時頃、大阪府泉南郡熊取町において発生した吉川友梨さん（当時9歳）が被害となった小学生女児略取誘拐事件に関する捜査状況及び広報活動について報告があった。

##### 【委員発言要旨】

○ 発生から18年が経過したが、非常に心が痛くなるこの事件を風化させることなく、幅広く広報活動を実施していただくとともに、引き続き、捜査を継続してもらいたい。

##### (2) 消防署内における建造物等以外放火事件の検挙・送致について

捜査第一課が、交野警察署と合同で、標記の事件につき、被疑者1人を検挙し、送致した旨の報告があった。

##### 【委員発言要旨】

○ 勤務に関係するストレス等から事件が発生したと認識している。この種事案を他山の石として、職場環境等には十分に配慮していただきたい。

##### (3) 殺人事件の発生及び捜査本部の設置について

捜査第一課が、曾根崎警察署管内において発生した標記の事件につき、同署に捜査本部を設置し、捜査を開始した旨の報告があった。

##### 【委員発言要旨】

○ 大阪市内の中心部で発生した凶悪な事件であり、非常に心配している。一刻も早い検挙に努めていただきたい。

##### (4) 近畿大学元主任教授らによる詐欺等事件の検挙について

捜査第二課が、標記の事件につき、6月9日に被疑者2人を検挙した旨の報告があった。

##### 【委員発言要旨】

○ 司法解剖を委託している医師がその立場を利用して敢行した非常に悪質な詐欺事件であると感じている。引き続き、徹底した捜査によって事件の全容解明に努めてもらいたい。

### 第3 個別会議

#### 1 決裁事項

- (1) 運転免許取消対象事案について  
運転免許取消対象事案について、審議の結果、37件の行政処分を決定した。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく本聴聞手続き及び主宰者の指名について  
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づき、風俗営業の許可の取消しに係る1件の聴聞の実施について報告があり、審議の結果、聴聞期日を6月30日とし、主宰者を決定した。
- (3) 堺市によるワクチン接種者の送迎に伴う道路交通法第44条第2項第2号に基づく公安委員会の合意及び公示について  
道路交通法の規定に基づき、堺市内の乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関して、合意することとして決裁した。また、合意した内容について、大阪府公報に登載する旨を決定した。
- (4) 犯罪被害者等給付金の支給裁定について
  - ア 殺人事件に係る遺族給付金の支給裁定申請1件について、審議の結果、犯罪被害者等給付金を支給しない旨の裁定を行った。
  - イ 殺人未遂等事件に係る障害給付金の支給裁定申請1件について、審議の結果、犯罪被害者等給付金を支給する旨の裁定を行った。
- (5) 不服申立てに対する裁決について
  - ア 運転免許効力停止処分に対する審査請求事案  
運転免許効力停止処分の取消しを求めた審査請求事案1件について、審議の結果、当該処分は道路交通法施行令の基準に従い適正に行ったものであることから棄却とした。
  - イ 放置違反金納付命令処分に対する審査請求事案  
放置違反金納付命令処分の取消しを求めた審査請求事案1件について、審議の結果、当該処分は道路交通法に基づき適正に行ったものであることから棄却とした。
- (6) 中堺警察署の開設に伴う公安委員会規則の一部改正について  
中堺警察署の開設に伴い、公安委員会規則の一部を改正する旨の上申があり、可として決裁した。
- (7) 交通規制の実施について  
6月中に実施予定の車両通行止め、一方通行等135か所の交通規制について上申があり、可として決裁した。
- (8) 警察職員等の援助要求について  
警察法第60条第1項の規定に基づく警察職員等の援助要求2件について上申があり、いずれも可として決裁した。
- (9) 意見要望の受理等について
  - ア 苦情1件について調査結果の報告があり、審議の結果、回答を決定した。
  - イ 苦情1件について受理報告があり、審議の結果、事実調査を指示した。
  - ウ 意見要望15件について受理報告があり、審議の結果、それぞれ処理方針を決定した。

## 2 報告事項

(1) 5月中の懲戒等措置結果について

5月中の懲戒等措置結果について報告があった。

(2) 集団示威運動等に係る専決事務の処理状況について

5月31日から6月6日までの間に受理した集団示威運動等の許可申請に係る専決事務の処理状況について報告があった。

## 第4 その他

本会議は、本荘委員が警察本部庁舎外から電話を利用して参加する方式により開催された。

開会時には、井上委員長が電話会議システムにより会議を実施する旨を告げた後、各委員が互いに適時的確な意見表明ができる通話状態にあることを確認した。

また、会議の終了時において、通話状態に異状がなかったことを確認した。

以 上